

有明海自動車航送船組合監査委員公告第2号

平成30年7月18日に実施した有明海自動車航送船組合の出資団体である有明フェリー振興株式会社の平成29年度会計の監査の結果に基づき講じた措置を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年3月29日

有明海自動車航送船組合
監査委員 濱田義之
監査委員 濱本磨毅穂

財政援助団体等監査結果に係る措置

項目	監査の結果	講じた措置
所管:有明海自動車航送船組合		
【有明フェリー振興株式会社】		
意見(団体)	(1) 社員の高年齢化に伴う雇用方針について 当社では、当年度に総務部長が定年退職し、更に2019年度までに営業所長を含む2人が定年となる。社員の高年齢化の解消や計画的な業務ノウハウの継承を行うためにも、人材確保のための中長期的な雇用方針について、組織的な意思決定を図られたい。	中長期的な雇用方針については、10月3日の取締役会に雇用計画案を提出し協議を行った。次年度に向け年度内に取締役会の承諾を受け委託業務に支障が出ないよう努めていきたい。 業務継承については、営業所の経験が豊富な有明フェリー振興(株)及び有明海自動車航送船組合の退職者2名を取締役として就任配置し、後進への指導にあっている。